

四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内において、所定のごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な高齢者等のごみ出しを支援する訪問介護事業者等の福祉サービスの担い手と連携したごみ収集事業の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 所定のごみ集積場 四日市市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2項第5号に定める家庭系廃棄物の集積場をいう。
- (2) ごみ 日常生活から生じる生ごみを中心とした可燃ごみをいう（剪定枝、刈草などは除く。）。
- (3) 高齢者等 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者若しくは第4項に規定する要支援者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省規則第36号）第140条の62の4第1項第2号に該当する事業対象者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第2項に規定する居宅介護、第3項に規定する重度訪問介護若しくは第9項に規定する重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）の支給決定を本市の援護によって受けている者並びに市長が支援を必要と認める者をいう。
- (4) 訪問介護事業者等 介護保険法第8条第1項に規定する訪問介護若しくは第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「訪問介護等」という。）、四日市市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年規則第21号）第3条に規定する介護予防訪問介護相当サービス（以下「相当サービス」という。）、基準緩和訪問型サービス若しくは住民主体訪問型サービス（以下「住民主体サービス等」という。）又は居宅介護等の事業を行う者をいう。
- (5) ヘルパー等 以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 訪問介護等又は相当サービスの事業を行う事業所に配置される訪問介護員等（当該事業の提供にあたる介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）
 - イ 基準緩和訪問型サービス又は住民主体サービス等の事業を行う事業所に配置される従事者
 - ウ 居宅介護等の事業を行う事業所に配置される従業者等（指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に規定する者をいう。）
- (6) 回収箱 訪問介護事業者等の専用の利用に供するため、市長が地区市民センター等の公共施設に設置するごみの回収箱をいう。

(利用の要件)

第3条 回収箱の利用を申請できる者は、市内において、所定のごみ集積場までごみを持ち出すことが困難な高齢者等のごみ出しを支援する訪問介護事業者等とする。

(申請手続)

第4条 訪問介護事業者等は、回収箱を利用しようとするときは、おおむね14日前までに、回収箱利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、回収箱を利用させることが適切と認めたときは、回収箱利用決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあつては、必要に応じて申請者に対して調査及び確認を行うものとする。

3 市長は、回収箱の利用の決定をする場合において、目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(回収箱の利用の変更)

第6条 回収箱の利用の決定を受けた事業者(以下「決定事業者」という。)は、申請した内容について変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合又は回収箱の利用を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに回収箱利用変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の回収箱利用変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めたときは、第4条による決定を変更し、回収箱利用変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、回収箱の利用の変更の決定をする場合において、目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

4 市長は、第2項の審査にあつては、必要に応じて申請者に対して調査及び確認を行うものとする。

(回収箱の利用の決定の取消等)

第7条 市長は、決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、回収箱の利用の決定を取り消すことができる。

(1) 条例、この要領又は回収箱の利用の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 回収箱の利用を中止し、又は廃止したとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、回収箱の利用について、不正または不適切な行為があつたと市長が認めたとき。

(回収箱の利用)

第8条 決定事業所は、当該事業所のヘルパー等に回収箱を利用させるときは、回収箱利用承諾書(第5号様式)を携帯させるものとする。

2 回収箱利用承諾書の有効期限は、発行日から3年を超えない日とし、市長が決定する。

3 決定事業所は、回収箱利用承諾書が不要となったときは、速やかに市長に返却するもの

とする。

(調査)

第9条 市長は、事業の目的を達成するため、決定事業者に対する報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

2 決定事業者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(回収箱の管理)

第10条 市長は、公共施設に設置した回収箱について、清潔な状態に保つなど適切に管理しなければならない。

2 市長は、公共施設の管理上必要と認めるときは、回収箱を撤去することができるものとする。

3 市長は、回収箱を撤去しようとするときは、決定事業者にあらかじめ通知するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

回収箱利用申請書

年 月 日

四日市市長

事業者名
代表者（氏名）
電話番号
電子メール

四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる取扱要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 訪問介護等を実施する事業所の名称等

名称
所在地

2. 回収箱の利用（別紙での提出でも可）

回収箱を利用するヘルパー等の人数の見込み
回収箱に入れるごみが出る世帯数の見込み
主として利用する予定の公共施設

3. 回収箱を利用することで拡充が図られる福祉サービスの内容

4. その他

申請にあたっては、次のことを誓約します。

- (1) 四日市市のごみの分別を守ります。
- (2) 回収箱に出せるごみは、支援先の家庭から出る生ごみを中心とした可燃ごみであり、可燃ごみでも、剪定枝、刈草などや、破碎ごみ、資源物、ペットボトル、粗大ごみなどは出しません。
- (3) 回収箱を利用するときは、ごみを出す者（ヘルパー等）の氏名、所属事業所名又は実施団体名をごみ袋に記載します。
- (4) 回収箱及び周辺環境を清潔に保つよう努めます

この事業の実施に必要な限度において、関係機関に個人情報等を提供することに同意します。

事業者名 _____

代表者（氏名） _____（署名又は記名押印）

回収箱利用決定通知書

第 号
年 月 日

事業者名

代表者（氏名） 様

四日市市長

年 月 日付で申請があった四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる回収箱の利用について、下記の条件を付して利用を決定しましたので、四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 決定の内容

年 月 日付回収箱利用申請書に記載のとおりとする。

2. 条件

- (1) 四日市市のごみの分別を遵守すること。
- (2) 回収箱に出せるごみは、ヘルパー等がごみ出しを支援する世帯から排出される生ごみを中心とした可燃ごみのみであり、可燃ごみでも、剪定枝、刈草などや、破碎ごみ、資源物、ペットボトル、粗大ごみなどを出すことはできないことに留意すること。
- (3) 回収箱を利用するときは、回収箱利用承諾書（第5号様式）を携帯すること。
- (4) 回収箱を利用するときは、ごみ袋にごみを出す者（ヘルパー等）の氏名、所属事業所名又は実施団体名を記載すること。
- (5) 回収箱の利用にあっては、回収箱及び周辺環境を可能な限り清潔に保つよう配慮すること。
- (6) 地区市民センター等の公共施設に設置した回収箱を利用する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までにごみを出すこと。
- (7) この事業の目的の達成のために市長が実施する調査に協力すること。

第3号様式（第6条関係）

回収箱利用変更承認申請書

年 月 日

四日市市長

事業者名
代表者（氏名）
電話番号
電子メール

年 月 日付生活第 号 で決定があった四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる回収箱の利用について、下記のとおり変更したいので、四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる取扱要領第6条の規定に基づき、申請します。

記

1. 訪問介護等を実施する事業所の名称等

名称
所在地

2. 変更の内容

<変更前>

<変更後>

（別紙での提出でも可）

3. 変更の理由

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

代表者（氏名） 様

四日市市長

回収箱利用変更決定通知書

年 月 日付で決定した四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる回収箱の利用について、下記の条件を付して変更することに決定しましたので、四日市市福祉サービスと連携したごみの収集にかかる取扱要領第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更の内容は、年 月 日付回収箱利用変更承認申請書の記載内容のとおりとする。
2. 条件
 - (1) 四日市市のごみの分別を遵守すること。
 - (2) 回収箱に出せるごみは、ヘルパー等がごみ出しを支援する世帯から排出される生ごみを中心とした可燃ごみのみであり、可燃ごみでも、剪定枝、刈草などや、破碎ごみ、資源物、ペットボトル、粗大ごみなどを出すことはできないことに留意すること。
 - (3) 回収箱を利用するときは、回収箱利用承諾書（第5号様式）を携帯すること。
 - (4) 回収箱を利用するときは、ごみ袋にごみを出す者（ヘルパー等）の氏名、所属事業所名又は実施団体名を記載すること。
 - (5) 回収箱の利用にあつては、回収箱及び周辺環境を可能な限り清潔に保つよう配慮すること。
 - (6) 地区市民センター等の公共施設に設置した回収箱を利用する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までにごみを出すこと。
 - (7) この事業の目的の達成のために市長が実施する調査に協力すること。

第5号様式（第8条関係）

回収箱利用承諾書

発行番号：

発行日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日まで

1. 事業者及び代表者名
2. 訪問介護等を実施する事業所の名称
3. その他

回収箱利用承諾書が不要になったときは、速やかに返却すること。

四日市市長 印

第5号様式（第8条関係）

回収箱利用承諾書

発行番号：

発行日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日まで

1. 事業者及び代表者名
2. 訪問介護等を実施する事業所の名称
3. その他

回収箱利用承諾書が不要になったときは、速やかに返却すること。

四日市市長 印